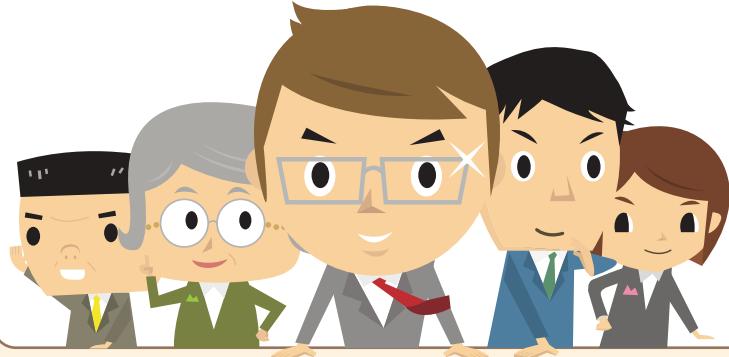


# し ぎ かい よう ご しゅう

# 市議会用語集

文中の(注)を付けた言葉について解説します。

## 注1 [2ページ]



## 議員

議員は選挙で選ばれ、その任期は4年。  
各区の議員定数は以下のとおりです。

合計 68人

中央区	北区	東区	白石区	厚別区
8人	10人	9人	7人	5人
豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
7人	5人	5人	7人	5人

## 注2 [3ページ]



## 条例

地方公共団体が、自治権に基づいて法令の範囲内で制定する自主法。議会の議決によって定められます。

## 議案

## 注3 [3ページ]



会議で取り上げられる原案。  
話し合いや取り決めの対象となる案件。

## 注4 [7ページ]



## 可決

提出された議案の内容について賛成(承認)し決定すること。  
それに対して議案を承認しないことを  
決める 것을 否決といいます。

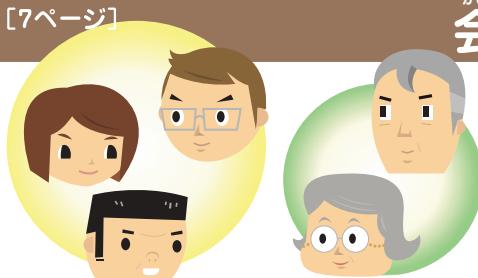
## 質疑



## 注5 [7ページ]

議題に対し、不明確な点を質問して  
提出者などに説明や意見を求めるること。  
それに対して質疑に答えることを答弁といいます。

## 注6 [7ページ]



## 会派

自分たちの意見をより多く市政に反映させることを目的とした、意見や考え方を同じくする議員の集団。

## 討論



議題に対して、賛成か反対か、意見や考え方を表明すること。  
討論の目的は、まだ賛否を決めていない、または意見の違う議員を、自分の意見に賛同・同調させること。